

阪南市有料広告事業に伴う広告媒体の提案制度実施要綱

平成30年3月30日決裁

改正令和3年9月 8日決裁

(趣旨)

第1条 市の自主財源確保及び地域企業等の活性化のため、民間企業等から新たな広告媒体に係る提案（以下「広告提案」という。）を受けるとして、必要な事項を定めるものとする。

(広告提案の範囲)

第2条 広告提案は、市が管理する資産等（市が発行し、又は発送する印刷物を含む。以下同じ。）を対象に受け付けるものとする。ただし、すでに広告の募集が実施されたことのある媒体は対象から除くものとする。

(広告提案の条件)

第3条 広告提案は、市の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ市が管理する資産等の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告提案を行う広告媒体は、原則として、提案者自らが実施主体となることを前提とするものとする。このため、広告提案に当たっては、特別に定めがあるもののほか、阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱（平成29年12月26日決裁）、阪南市有料広告掲載基準（平成29年12月26日決裁）並びに阪南市大阪府屋外広告物条例施行規則（平成22年12月29日規則第35号）を遵守しなければならない。

3 広告提案に要する経費は、提案者の負担とし、市への提出物は返却しない。

4 採用された提案に係る著作権は、原則として市に帰属する。

(広告提案の受付期間)

第4条 広告提案は、随時受け付け、審査するものとする。

(広告提案の方法)

第5条 広告提案は、広告提案書(様式第1号)に広告掲載の概要がわかるものを添えて市長に提出するものとする。

2 同一の提案が複数提出されたときは、原則として先に受け付けた提案者を優先する。

(広告提案内容の審査)

第6条 広告事務担当課(以下「事務担当課」という。)は、前条の広告提案を受け付けたときは、広告掲載の希望があった市が管理する資産等を主幹する部署(以下「主管部署」という。)と協議を行い、次の各号に掲げる事項に関して審査する。

- (1) 事業が実現可能であること。
- (2) 当該市が管理する資産等の、用途又は目的を妨げるものでないこと。
- (3) 市の施策に抵触しないこと。
- (4) 関係法令等に抵触していないこと。
- (5) 市場価格や他自治体の類似事例と比較して広告料の希望額が著しく低い価格でないこと。
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 広告提案の審査に当たって、市は必要に応じて提案者に対してヒアリングを行うことができる。また、指定管理者制度を導入している施設に係る広告提案の場合には、必要に応じ提案者、指定管理者及び市の三者で協議するものとする。

3 事務担当課は総務部行財政構造改革推進室とする。

(広告提案の決定)

第7条 事務担当課は、前条の審査を踏まえ、広告提案の実施の可否について決定する。

2 前項の規定による決定に当たって、市は必要に応じて提案者と協議の上、当該広告提案の内容を変更することができる。

3 市長は、前項の広告提案の実施の可否にかかわらず、決定した内容について提案者に広告提案実施可否通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（提案者の優先的取扱い）

第8条 採用が決定となった広告提案にかかる事業（以下「広告事業」という。）に係る広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）の募集は、公募により行うことを原則とする。ただし、当該広告事業の提案者については、初回の実施期間に限り広告主等とすることができる。

2 前項の実施期間は、最長で5年間とする。

3 前2項の取扱いに係る具体的な内容については、主管部署が広告媒体の特性等を考慮して定めるものとする。

（提案者の責任等）

第9条 広告内容に関する一切の責任は、提案者が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、提案者の負担とする。

（広告掲載の決定の取消）

第10条 市長は、広告主等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告主等への催告その他何らかの手續を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 阪南市有料広告掲載取扱いに関する要綱第3条に掲げる事由に該当したとき。

(2) 委託契約に違反したとき。

(3) 市長の指示又は監督に従わないとき。

(4) 市の信用を傷つける行為があったとき。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手續、民事

再生法(平成11年法律第225号)の規定による破産手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続きの申立てがあったとき。

(6) 前各号のほか、市長が適当でないと認めたとき。

(損害賠償等)

第11条 市長は、広告提案により発生した広告主等の損害については、賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告主等が第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告提案に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（あて先）阪南市長

商号又は名称：

所在地：

代表者職氏名：



### 広告提案書

阪南市が所有する財産を広告媒体として活用したいので下記のとおり提案します。

#### 記

提案者	商号又は名称	
	業 種	
	業務内容	
広告媒体の名称		
提案内容 (広告内容等) ※1		
広告掲載料の希望額		円/年 (消費税を含む)
希望掲載期間		年間 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
その他提案・要望等		
連絡先	担当者 (部署・役職・氏名)	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E - mail	

※1 広告掲載の希望する市の資産、広告の規格、広告掲載位置等について記載してください。  
(別資料にてご提案いただいても結構です。)

なお、提案にあたっては、阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱、阪南市有料広告掲載基準並びに阪南市大阪府屋外広告物条例施行規則を遵守してください。

※2 既に実施実績のある媒体については提案対象から除きます。

※3 阪南市税について、本市発行の未納がない証明(直近1年間分)の写しをご提出ください。  
(該当しない方は不要)

年  
月 日

様

阪南市長



## 広告提案実施可否通知書

年 月 日付けでお申込みいただきました、広告提案書（様式第1号）での への広告提案につきましては、下記のとおり決定しましたので、阪南市有料広告企業等提案制度実施要綱第7条第3項の規定により通知します。

### 記

1. 広告媒体の名称：

2. 決定区分： 実施可

実施不可（理由）

3. 広告掲載料： 金 円

4. 広告事業 実施期間：

5. 広告原稿提出期限： 年 月 日

6. 広告原稿提出先：

7. その他